

マニフェスト アワード コレクション

Manifesto Awards Collection

議会運営委員会オンライン研修会

日時：3月29日(土) 13:00～ 30日(日) 16:00 場所：中標津町役場3階 3・4号委員会室

3月29・30日の2日間にわたり、議会運営委員会の委員で、合計9時間のオンライン研修を受講しました。

マニフェスト大賞実行委員会主催の「マニフェスト・アワード・コレクション」で、2024年のマニフェスト大賞を受賞した議会の事例をじっくり学べる貴重な機会となりました。

講座は4項目に分かれており、各テーマについて、事例発表やパネルディスカッションが行われました。

- 議会基本条例は、本当に役に立っているか？
- 住民を巻き込む最新事例と改革のポイントを探る
- 進化する政策づくり
- 市民と連携する投票率向上

昨年の改選直後、前期の議会改革特別委員会から申し送りのあった項目について、後藤議長より議会運営委員会に諮問され、なかでも「議会基本条例」は最優先で調査を進めていきます。

研修会では、全国で初めて議会基本条例を制定した栗山町議会（2006年制定）や、議会改革の先進議会である芽室町議会（2013年制定）などから、議会基本条例の運用状況について報告されました。

栗山町では、条例に定められたことは、やらなければならないと、条例が議員の行動規範として活かされていること、一般質問も条例に定められた項目に従って行うようになってきたこと、その結果条例は毎年のように改正されているそうです。

また条例に沿って、議員アカデミーや主権者教育、前回の選挙に当たっては「議員の学校」を開講し、なり手不足に歯止めをかけた事例などが紹介されました。

議会基本条例を作ることが目的ではなく、条例を活かして議会の活性化を図ることが大切であると改めて学びました。

全国的に人口減少が進む中、議会基本条例の意義は、議会のあり方を明確に打ち出し、条例の活用によって住民福祉の向上につなげることにあります。



自治基本条例との兼ね合いも考えながら、縮小社会を住民・議会・行政の協力により乗り越えるべきであるとのお話に実用性があり、町民に信頼される議会を築くための、議会基本条例策定に向かいたいと決意しました。

この研修での参加者同士の学びから、一つでも多く実践し、議会の活性化につなげていきたいと思います。

議会運営委員会 委員長 えぐち 江口 ともこ 智子